

2016年12月13日

長期継続会員に対する給付事業と名誉理事制度の創設について

①長期継続会員に対する給付制度

3年以上継続して在籍している会員に対し、無料受講又は書籍等の贈呈制度を創設する。2017年の実施予定は、以下のとおりです。

なお、2018年以降は、2017年の実施状況を勘案し、決定します。

入会年	特典	備考
2008年	以下のいずれかを選択 ①3,500円以下の講座2回 ②3,500円以下の講座1回と3,500円以下の書籍等1冊 ③3,500円以下の書籍等2冊 ④7,000円以下の講座1回 ⑤7,000円以下の書籍等1冊	※金額は、消費税込みです。 ※特典の金額を上回る講座又は書籍は、差額をお支払いください。
2009年～ 2011年	以下のいずれかを選択 ①3,000円以下の講座2回 ②3,000円以下の講座1回と3,000円以下の書籍等1冊 ③3,000円以下の書籍等2冊 ④3001円以上で6,000円以下の講座1回 ⑤3001円以上で6,000円以下の書籍等を1冊	※書籍等については、CD、DVDを含むものとし、セット販売のものについては、1冊とみなす。
2012年～ 2014年	以下のいずれかを選択 ①3,000円以下の講座1回 ②3,000円以下の書籍等1冊	

※実施期間は、2017年1月6日から、12月20日までとします。当該年度内に執行されない特典は、翌年度に繰り越すことは、できません。

②名誉理事制度の創設

理事又は監事として3期以上在職した後、退任した者を名誉理事とする。

名誉理事は、年会費の納入の有無にかかわらず、研修受講料の割引等について、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾会員と同等の処遇を受けることができる。